

一般社団法人 日本配電制御システム工業会
中部支部運営規則

平成24年 5月16日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本配電制御システム工業会(以下「本部」という。)定款第50条第2項に基づき中部支部の組織及び運営についての事項を定める。

(名称)

第2条 本会は、一般社団法人日本配電制御システム工業会中部支部(以下「支部」という。)と称する。

第2章 事業

(事業及び目的)

第3条 支部は、その地域に存する会員の相互協力により、定款第3条の目的達成のため定款第4条で定める事業を行う。

2 支部の事業の執行については、本部理事会の決議により本部理事の内から選任された者(以下「支部長」という。)が管理する。

第3章 支部会員

(支部会員)

第4条 支部会員とは、以下のものをいう。

(1) 支部正会員は、次の法人をいう。

- A 支部の管轄区域に本社が所在し、配電制御システムの製造を営む法人
- B 支部の管轄区域外に本社が所在する正会員の支店、支社、営業所等

(2) 支部賛助会員は、支部の事業に協力しようとする次の法人をいう。

- A 支部の管轄区域に本社が所在し、本部に所属する賛助会員
- B 支部の管轄区域外に本社が所在し、本部に所属する賛助会員の支店、支社、営業所等
- C その他支部事業に協力しようとするもの

(入会)

第5条 支部に入会しようとするものは、入会申込書を支部長に提出する。

2 支部長は、入会申込書に基づき支部運営委員会の承諾を得て、その諾否について本部部长に通知する。

(退会)

第6条 支部会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 本部部长の資格を喪失したとき。

- (2) 退会の意思表示をしたとき。
 - (3) 支部会費を滞納したとき。
 - (4) 支部の名誉を毀損し、又は本部の定款等に規定する会員としての義務の履行を怠ったとき。
- 2 退会については、支部運営委員会の承認を得て、その結果を、書面にて理由を付し本部会長に通知する。

(支部会費)

第7条 支部会員の支部会費については、別に定める。

第4章 支部役員

(支部役員)

第8条 支部には次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名以内
- (3) 支部運営委員 12名以内
- (4) 支部監事 2名以内

(選任等)

第9条 支部長は、本部の理事のうちから支部運営委員会において候補者を推薦し、本部の理事会において選任される。

- 2 副支部長、支部運営委員及び支部監事は、支部会員の会員代表者または会員代表者から推薦された者のうちから支部総会において選任する。
- 3 支部長、副支部長及び支部運営委員は、支部監事を兼ねることができない。

(職務)

第10条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 支部運営委員は、支部長及び副支部長と共に支部運営委員会を構成し、支部運営上の必要な事項について審議と処理を行う。
- 4 支部監事は、本部定款第24条に定める監査の業務に準じて、その支部について監査の業務を行う。

(任期)

第11条 支部役員の任期は、選任後2年以内に終了する最終事業年度の定時支部総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠就任については、本部定款第25条を準用する。
- 3 第8条に定める定足数に足りなくなるときは、支部役員は任期の満了または辞任により退任した後も、新たに就任した者が就任するまでは、なお各々の職務を行う。

(解任)

第12条 支部役員の解任は、支部総会の決議によって行う。

(報酬)

第13条 支部役員は、無報酬とする。

第5章 支部総会及び支部運営委員会

(支部総会)

第14条 支部総会は、支部正会員をもって組織する。

2 支部総会は、定時支部総会と臨時支部総会とする。

3 支部総会の議長は、支部長がこれにあたる。

(支部総会の招集)

第15条 支部長は、原則として毎事業年度終了後50日以内に定時支部総会を招集する。

また、必要に応じて臨時支部総会を招集する。

(議決権)

第16条 支部総会における議決権は、正会員1名につき1票とする。

(支部総会の決議)

第17条 支部総会の決議は、支部正会員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支部運営委員会)

第18条 支部の運営を円滑に行うため、支部に支部運営委員会を置く。

2 支部運営委員会は、支部長、副支部長、支部運営委員、支部監事をもって組織する。

3 支部運営委員会の議長は、支部長がこれにあたる。

4 支部運営委員会の職務は、本規則第3条の定める事項のほか支部長から諮問された事項を決議する。

(支部運営委員会の招集)

第19条 支部長は、必要に応じ支部運営委員会を招集する、

(支部運営委員会の決議)

第20条 支部運営委員会の決議は、支部監事を除く支部役員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 支部総会は、議事録を作成し、議長及び出席者の代表1名以上が記名押印する。

2 支部運営委員会は、事務局が議事録を作成する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第22条 支部の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 本部からの交付金

(2) 支部会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

2 支部の資産は支部長が管理する。

(経費の支弁)

第23条 支部に必要な経費は、支部の資産を持って支弁する。

(支部の事業計画及び予算)

第24条 支部の事業計画及び予算は、毎年3月の本部から指定された時期までに支部運営委員会の承認を得て本部会長に報告しなければならない。

(支部の事業報告及び決算)

第25条 支部の事業報告及び決算は、支部監事の監査を得た上で、毎事業年度終了後、原則として50日以内に定時支部総会の決議を経て、本部会長に報告しなければならない。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第26条 支部の円滑な事業遂行のため、支部運営委員会の下に部会と委員会を設置する。

- 2 部会は、第3条の事業を遂行するための調査及び研究を行う。
- 3 委員会は、部会の下に目的により専門の調査及び研究を行う。
- 4 部会及び委員会について必要な事項は、支部運営委員会の決議により定める。

第8章 支部事務局

(支部事務局)

第27条 支部の事務処理を行うため、支部事務局を置く。

- 2 支部事務局に支部職員を若干名置くことができる。
- 3 支部職員は、有給とし支部運営委員会の承認を得て支部長が任命する。
- 4 支部事務局に必要な事項は、支部運営委員会の承認を得て支部長が決める。

第9章 支部の廃止

(支部の廃止)

第28条 支部の廃止は、支部長が支部総会の決議により本部会長に報告しなければならない。

- 2 支部の廃止は、前項の報告を受けて本部理事会の決議により行うものとする。

第10章 規則の変更

(規則の変更)

第29条 この規則の改廃は、支部総会で行い、本部会長に報告しなければならない。

附則

1. この規則は、一般社団法人への移行日(平成25年4月1日)から施行する。